

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市介護基盤整備事業補助金
補助の区分	事業補助（建設的事業補助）
補助の概要	高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするために介護サービス提供体制の整備をすることで、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充を成すために行う、介護施設等の整備に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	施設整備を行う事業者
補助対象経費	介護サービス事業所を新設及び改修等をするために必要な経費（県から交付された補助金等を財源として市が補助をする。）
類似補助の有無	<p>有</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p> <p>佐渡市特別養護老人ホーム移行に伴う高齢者施設等整備事業補助金交付要綱</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>佐渡市介護基盤整備事業補助金交付要綱に定める補助基礎単価による（実行補助率は実際の申請により決定するため未定）</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>補助基礎単価による</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設整備数及び介護サービスの利用者数</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	平成29年10月1日
見直し時期	令和7年9月30日
補助終期	<p>令和8年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p> <p>高齢者推計人口によると、今後10年は介護認定者の数は大きく減らない見込みであり、市内の介護保健施設の床数維持は必要であると想定されるため。</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>介護保険事業計画に則り事前に公募 その後、選定を行った結果、事業予定者となった後補助申請</p>
事業担当 (担当部署)	高齢福祉課
事業担当 (電話番号)	0259-63-3790